

令和5年第1回（定例会）吉備中央町議会会議録（1日目）

1. 令和5年3月2日 午前 9時30分 開会

2. 令和5年3月2日 午後 2時45分 閉議

3. 会議の区別 定例会

4. 会議の場所 吉備中央町議会議場

5. 出席議員

1番	日	名	義	人	2番	加	藤	高	志
3番	山	本	洋	平	4番	石	井	壽	富
5番	丸	山	節	夫	6番	河	上	真	智子
7番	山	崎		誠	8番	黒	田	員	米
9番	成	田	賢	一	10番	渡	邊	順	子
11番	西	山	宗	弘	12番	難	波	武	志

6. 欠席議員

なし

7. 会議録署名議員

9番	成	田	賢	一	10番	渡	邊	順	子
----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

8. 議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	亀	山	勝	則	書	記	堀	恵	子
--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

9. 説明のため出席した者の職氏名

町	長	山	本	雅	則	副	町	長	岡	田	清												
教	育	長	石	井	孝	典	会	計	管	理	者												
早	川	順	治	総	務	課	長	片	岡	昭	彦												
山	本	敦	志	企	画	課	長	大	樫	隆	志												
中	山	仁	住	民	課	長	歳	原	雅	則													
奥	野	充	之	保	健	課	長	塚	田	恵	子												
根	本	喜	代	香	農	林	課	長	山	口	文	亮											
大	月	豊	水	道	課	長	古	好	広	徳	建	設	課	長	大	月	豊						
大	月	道	広	定	住	促	進	課	長	荒	谷	哲	也	教	委	事	務	局	長	大	月	道	広

10. 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名について
日程第 2		会期の決定について
日程第 3		諸般の報告
日程第 4		町長施政方針
日程第 5	発議第 1 号	吉備中央町議会の個人情報の保護に関する条例について
日程第 6	議案第 1 号	吉備中央町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第 2 号	吉備中央町バス有償運行に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第 3 号	吉備中央町個人情報の保護に関する法律施行条例について
日程第 9	議案第 4 号	吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 10	議案第 5 号	吉備中央町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 11	議案第 6 号	吉備中央町職員の旅費に関する条例について
日程第 12	議案第 7 号	吉備中央町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第 13	議案第 8 号	吉備中央町町有林整備基金条例について
日程第 14	議案第 9 号	吉備中央町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第 15	議案第 10 号	吉備中央町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 16	議案第 11 号	吉備中央町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第 17	議案第 12 号	吉備中央町一時保育事業実施条例の一部を改正する条例について

日程第18	議案第13号	吉備中央町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第19	議案第14号	吉備中央町消防団条例の一部を改正する条例について
日程第20	議案第15号	吉備中央町定住促進住宅整備事業契約締結の変更について
日程第21	議案第16号	公の施設の指定管理者の指定について（吉備中央町賀陽福祉センター）
日程第22	議案第17号	公の施設の指定管理者の指定について（吉備中央町総合福祉センター）
日程第23	議案第18号	令和4年度吉備中央町一般会計補正予算について
日程第24	議案第19号	令和4年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算について
日程第25	議案第20号	令和4年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算について
日程第26	議案第21号	令和4年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計補正予算について
日程第27	議案第22号	令和4年度吉備中央町再生可能エネルギー事業特別会計補正予算について
日程第28	議案第23号	令和4年度吉備中央町上水道事業会計補正予算について
日程第29	議案第25号	令和5年度吉備中央町国民健康保険特別会計予算について
日程第30	議案第26号	令和5年度吉備中央町介護保険特別会計予算について
日程第31	議案第27号	令和5年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第32	議案第28号	令和5年度吉備中央町再生可能エネルギー事業特別会計予算について
日程第33	議案第29号	令和5年度吉備中央町育英資金特別会計予算について

て

- 日程第 3 4 議案第 3 0 号 令和 5 年度吉備中央町診療所特別会計予算について
- 日程第 3 5 議案第 3 1 号 令和 5 年度吉備中央町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第 3 6 議案第 3 2 号 令和 5 年度吉備中央町吉川財産区管理会特別会計予算について
- 日程第 3 7 議案第 3 3 号 令和 5 年度吉備中央町賀陽財産区管理会特別会計予算について
- 日程第 3 8 議案第 3 4 号 令和 5 年度吉備中央町上水道事業会計予算について
- 日程第 3 9 議案第 3 5 号 令和 5 年度吉備中央町下水道事業会計予算について

#### 1 1 . 会議に付した議案の題目及びその結果

- 発議第 1 号 吉備中央町議会の個人情報保護に関する条例について
- 議案第 1 号 吉備中央町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 号 吉備中央町バス有償運行に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 号 吉備中央町個人情報保護に関する法律施行条例について
- 議案第 4 号 吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 号 吉備中央町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 号 吉備中央町職員の旅費に関する条例について
- 議案第 7 号 吉備中央町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 号 吉備中央町町有林整備基金条例について
- 議案第 9 号 吉備中央町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 1 0 号 吉備中央町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 1 号 吉備中央町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 議案第12号 吉備中央町一時保育事業実施条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 吉備中央町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 吉備中央町消防団条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 吉備中央町定住促進住宅整備事業契約締結の変更について
- 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について（吉備中央町賀陽福祉センター）
- 議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について（吉備中央町総合福祉センター）
- 議案第18号 令和4年度吉備中央町一般会計補正予算について
- 議案第19号 令和4年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第20号 令和4年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算について
- 議案第21号 令和4年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第22号 令和4年度吉備中央町再生可能エネルギー事業特別会計補正予算について
- 議案第23号 令和4年度吉備中央町上水道事業会計補正予算について
- 議案第25号 令和5年度吉備中央町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第26号 令和5年度吉備中央町介護保険特別会計予算について
- 議案第27号 令和5年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第28号 令和5年度吉備中央町再生可能エネルギー事業特別会計予算について
- 議案第29号 令和5年度吉備中央町育英資金特別会計予算について
- 議案第30号 令和5年度吉備中央町診療所特別会計予算について
- 議案第31号 令和5年度吉備中央町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 議案第32号 令和5年度吉備中央町吉川財産区管理会特別会計予算について
- 議案第33号 令和5年度吉備中央町賀陽財産区管理会特別会計予算について
- 議案第34号 令和5年度吉備中央町上水道事業会計予算について
- 議案第35号 令和5年度吉備中央町下水道事業会計予算について

午前 9時30分 開 会

○議長（難波武志君）

おはようございます。

このところ昼の暖かさは春を思わせるような暖かさでございますけれども、まだまだ朝夕は寒い朝もございます。そうした中で、コロナウイルスにつきましてもなかなか収束というところまではいかないようでございますし、また暖かくなれば花粉症に悩まされるという方も多いのではないかと思います。そうした中で、春の農繁期に向けてぼつぼつ農家の皆さんはいろいろな気ぜわしい思いの日々を送られておることと思います。十分体調管理に気をつけながら日々を過ごしていただければと思うところでございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

会議中の広報担当及び吉備ケーブルテレビの撮影を許可しておりますので、報告します。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、9番、成田賢一君、10番、渡邊順子君を指名します。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日3月2日より3月23日までの22日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日3月2日から3月23日までの22日間に決定しました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第3、諸般の報告を行います。

令和4年12月20日に、民生委員、児童委員の委嘱状伝達式並びに感謝状の授与式がありました。新人19名、再任29名の58名が委嘱状を伝達されました。また、退職者19名に対しての感謝状の授与も行いました。また、新たに民生委員、児童委員の方はそれぞれの地域で御活躍をしていただけるものと思います。

1月15日、吉備中央町消防団出初式が行われました。今回もコロナウイルスの感染対策というふうなことで表彰受賞者の方の全員の点呼はなく、代表者のみの表彰というふうなことにもなります。また、吉備中央町は非常に火災が多いというふうなことで、消防団員も気を引き締めて対応をしてくださるものと思います。

2月20日、広面産廃処理場の件について県との協議ということで、正副議長、総務産業常任委員長及び副委員長の4名で岡山県備前県民局に出向き、高梁地域政策部の環境課長とその他2名の主幹の方、そして1名の総括参事、特に廃棄物対策班の総括参事と面談をし、いろいろな我々の要望、あるいは県のほうの考え方というふうなものをお聞きはしたんですけれども、平行線というふうな状況で、あまり成果のあった対応ではなかったかというふうには感じております。

その他の件につきましては、また御覧をいただきたいと思っております。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第4、町長の施政方針を伺います。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

皆さん、おはようございます。

令和5年第1回議会定例会を招集申し上げましたところ、議員全員の御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、町民の皆さん並びに議員各位には、平素から町政運営に当たりまして御支援、御協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、本定例会は、先ほど決定をいただきましたとおり、本日から3月23日までの22日間の日程で、本年度最終となります補正予算やまた条例改正のほか、今議会では令和5年度各会計の当初予算を御審議をしていただく極めて重要な議会でありまして、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、諸議案の御審議をしていただくに当たりまして、令和5年度の町政に臨む基本的な考え方と予算の概要を申し述べまして、議員並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、昨年を振り返りますと、ロシアによるウクライナへの侵攻など、大変不安定な国際状況の中で原油価格や原材料価格の高騰による光熱水費をはじめとする様々な生活必需品の価格が高騰したほか、著しい円安で推移をしまして、為替市場など我が国の社会経済は大きな影響を受けたところでございます。長引くコロナ禍によって社会経済活動は停滞をし、多くの皆様が厳しい生活を強いられる中で、追い打ちをかけますように昨今の物価高騰による生活への影響は実に深刻であります。そうした中、行政といたしましてもこうした現状を真摯に受け止めまして、国の臨時交付金等を最大限に活用し、また一般財源も投入をしながら、町民の皆様の生活を支援する様々な対策を取り組んできたところでございます。一方、昨年4月には岸田内閣の最重要課題でありますデジタル田園都市国家構想に基づいたデジタル田園健康特区に吉備中央町が全国の3市町の一つとして区域認定をされました。御承知のとおり、デジタル田園健康特区は、既存制度の規制改革と最先端のデジタル技術を駆使して、健康・医療等を中心にあらゆる世代やそれぞれが異なる環境におきましても誰一人取り残さないエンゲージメントコミュニティの実現を全国に先駆け、また全国のモデルとして実装していくものでございます。したがって、我が町始まって以来のビッグチャンスを迎えているわけではありますが、本事業は従来の補助事業の類いとは異なり、吉備中央町のみが恩恵を受ける事業ではなく、将来のデジタル社会に向けて全国のスタンダードとなるシステムをつくり上げる責任も課せられているところでございます。いずれにいたしましても、アフターコロナを見据えつつデジタル社会との共存を図りながら、新年度も活力ある吉備中央町のまちづくりに取り組んでまいり所存でございます。

さて、行政運営は、何といたしましても町民の皆様の御要望に的確に対応し、どう具体化するか、また困難な状況を把握し、どう解消していくかということが最大の使命であると思います。そうした中、行政運営の指針となるのがまちづくりの総合計画であり、まち・ひと・しごと創生総合戦略等、基本となる計画とそれらに基づいた個別計画でございます。これらの計画の策定に当たりましては、住民の皆様の御要望、御意見に基づいた計画とするために、その都度アンケート調査等を行っておりますが、いずれの調査におきましても、多数の御意見として提起されておりますことは、医療環境の充実、買物環境の充実、そして交通環境の充実の3点でございます。しかも、この3つの課題は、どの調査に

おきましても、他の御意見、御要望より飛び抜けて多数を占めており、それだけ町の課題が明確であると言えるわけであります。したがって、行政の一貫性の観点からも、町民の皆様が求められるこれらの3大課題を解決することが喫緊の課題であります。ここで大切なことは、それらの課題解決によって、少子・高齢化対策や産業の振興、教育や福祉、定住促進や子育て等々、他の課題、御意見も相乗的かつ総合的に解消、実現することを念頭に置いて取り組むと同時に、町中でそのことを共有し、御理解をいただきながらまちづくりを進める必要があると考えております。

さて、感染拡大から3年が経過をした新型コロナウイルス感染症対策でございますが、岡山県において先日第8波はピークアウトしているとの認識が示されました。また、政府におきましても、5月の連休明け8日には感染法上の位置づけを第5類に引き下げる方針が示され、今後の新型コロナ感染症対策においては大きな転換期を迎えることが考えられております。引き続き、国、県等の動向をしっかりと注視するとともに、感染症対策をしっかりと行いつつ、今後はウィズコロナ、アフターコロナを基本として社会経済活動との両立を進め、日常を取り戻すべき取組をしていきたいと考えています。

次に、好むと好まざるにかかわらず急速に浸透しつつあるデジタル社会への対応についてでございます。これからの暮らしはデジタル化抜きには考えられない時代でありまして、都市であっても、田舎であっても、その利便性の恩恵を等しく受けることができるのがデジタル社会の特色でございます。現在でも、例えば住民票の交付や印鑑証明などは、従来役場が開いている曜日、時間に役場の窓口へ直接出向く必要がございましたが、今ではいわゆるコンビニに行けば、24時間365日いつでも、また日本中どこでも交付を受けることができます。また、先月から始まっています税の確定申告も、スマホ一つでどこからでも24時間いつでも申告を受けることができるようになりました。これらは、デジタル社会の利便性のほんの一例でございますが、近年地方を中心に人口減少、少子・高齢化に加え、過疎化、東京圏への一極集中、産業の空洞化などの課題に直面している現状の中で、デジタルは地方の社会課題を解決する鍵であり、新たな地域の魅力を生み出す源泉となるものであると思います。そうした中、国の進めるデジタル田園都市国家構想は、デジタル技術の活用により、地域の個性を生かしながら、地方の社会課題の解決、魅力の向上等を従来にはない手段により実現をし、全国どこでも誰でもが利便で快適に暮らせる社会を推進をし、デジタルの力で地方が日本の主役になる、そういう壮大な未来の国づくりを目指しているものでございます。吉備中央町もデジタル田園健康特区に地域指定をされ、国

及び3市町など関係各機関と連携をしまして、新しい我が国の未来づくりの一端を担うこととなったのでございます。本年度におきましても、一部社会実装を行い、活用していただいているところでございます。新年度におきましては、ネット上での買物から配送までのシステム化をする買物環境の社会実装や医療の過疎化に対応をしまして遠隔診療等に取り組む計画でございます。したがいまして、デジタル実装が一つ一つ進むことによって、町民の皆さんの、また多くの方々が徐々にその恩恵を実感していただけるものと期待をしているところでございます。

4点目でございますが、教育・保育環境の整備、いわゆる小学校・保育園等の再編整備についてでございます。学校・園の再編につきましては、一昨年12月の令和3年第4回議会定例会において吉備中央町立小学校・園再編整備計画が議決をされ、開校・開園の時期、再編後の学校・園の位置等が決定をされ、再編整備に向けて諸準備に今取り組んでいるところでございます。園につきましては、令和6年4月の開園を目指しまして、認定こども園にふさわしい環境となるよう新年度で園舎等の整備を行う予定にしております。また、小学校につきましては令和7年4月開校に向けまして、円城小学校の内外装工事、豊野小学校は本年度の外装工事に引き続き、新年度で内装工事を行う予定としております。また、吉備高原小学校は、新年度において改修に向けた設計等に着手をしまして、工事は令和6年度に行う計画でございます。あわせて、公設公営に移行する放課後児童クラブにつきましても、用地取得、建築設計、施設整備等を順次進め、開校に合わせてオープンする予定としております。いずれにいたしましても、新年度からは、再編整備計画のスケジュールに基づいて、本格的に施設整備等を行うこととなります。

次に、町の宝である子供たちを心身ともに健やかに育てるための子育て施策についてでございます。少子化は、全国の特に過疎地域の共通する大きな課題でございますが、吉備中央町は先月22日に美咲町と合同でベビーファースト宣言を行いました。さらに、先に宣言を行っている高梁市を含めた3市町で連携をしまして、新たに子育て支援に取り組むことといたしました。この宣言の基となるベビーファースト運動は、子育て世代が子供を産み育てたくなる社会を実現するための運動でございます。これからの日本を支える赤ちゃんを命をかけて産み育むお父さん・お母さんが尊重される文化をつくりたいと考えるもので、企業や行政が皆協働して赤ちゃんを育てていく優しい社会を目指して、公益社団法人日本青年会議所が2021年度から展開をしている運動でございます。県内の自治体では、昨年5月に岡山県が、9月には高梁市が、それぞれ活動宣言とアクションプランを

発表したところでございますが、中でも高梁市、吉備中央町、美咲町は、国勢調査における人口減少率がワースト3であったことから、この運動に参画する1市2町でしっかりと子育てに関する事業を連携して取り組むこととなりました。それぞれの市町のいい点を、いい取組を生かしながら、今回の宣言と連携を契機に共に力を合わせワースト脱却を図り、子供たちの笑顔があふれるまちづくりを共同して目指していきたいと考えています。

以上、令和5年度の町政の推進に当たっての基本方針並びに主要施策の現状と今後の取組について申し上げましたが、ここからは新年度当初予算の概要について御説明を申し上げます。

冒頭申し上げましたとおり、長引くコロナ禍や不安定な国際情勢は、基礎自治体の財政運営にも大きな影響を及ぼし、しかも急速な経済の回復が見込めない中、とりわけ少子・高齢化が進む過疎市町村を取り巻く環境は引き続き厳しい状況が続くであろうことは御承知のとおりでございます。特に、吉備中央町の新年度予算の歳入においては、地方公共団体が自らの手で徴収、収納できる自主財源は歳入全体の36.3%であります。中でも、町税は僅か11.3%でございます。したがって、依存財源比率は63.7%で、依然として6割以上の財源を他に求めなければならない財政構造となっています。しかも、依存財源の半分以上を占める地方交付税は、前年に比べ率にして3.8%、金額にして1億5,900万円の減となっています。一方、歳出を見ますと、学校等の再編に伴う施設整備に本格的に取り組むことから、普通建設事業費におきましては140.7%増の17億5,400万円余りと著しい伸びとなっております。このように新たな財源需要が発生する中、その財源の確保には大変苦慮するところであります。しかし、いかなる困難に直面しても、町民の皆様の暮らしを支え、未来に希望が持てるまちづくりを実現することが行政に課せられた責務でございます。新年度におきましても、引き続き町民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、一層強く、また着実に行政運営に取り組んでいかなければならないと決意を新たにしているところでございます。そうした思いを込めた、そして取りまとめた新年度一般会計当初予算は、前年に比べ13%増の119億6,000万円、上下水道会計を除く特別会計との総額は9.2%増の160億6,350万円の予算規模で編成をいたしました。特に、一般会計は過去最大の予算規模となっております。予算の詳細につきましては後ほど担当課長が申し上げますが、主な事業を御紹介しますと、まず子育て・教育関係におきましては、発達段階に応じた子供と家庭の総合支援の窓口をより充実するほか、子育て世帯応援金、学校給食費の無償化、18歳までの医療費の無償

化等々は引き続き継続するとともに、子ども広場の遊具の充実、本年度導入した移動図書館車の本格運営を行うこととしております。また、保健・医療・福祉分野におきましては、引き続き新型コロナウイルス感染症予防のためのワクチン接種を含め、各種の予防接種業務、がん検診をはじめ各種検診事業を積極的に推進するとともに、新年度では新しく健康寿命のさらなる延伸を目指して、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業に取り組むこととしております。また、高齢者の皆さんからも大変御要望の多い補聴器の購入助成事業も新しく制度化することとしております。いずれにいたしましても、保健・医療・福祉は、乳幼児から高齢者まで町民の皆様が全ての世代において心豊かで健康にお過ごししていただく、まさに元気なまちづくりのための基本となる分野でございます。引き続き心を配りながらサービスの向上を図っていきたいと考えています。

次に、道路や交通、防犯防災対策等の生活基盤の分野でございますが、道路、橋梁等の新設改良、交通安全施設の設置、町内巡回バスの運行等、町民の皆様の日々の暮らしの基盤となる施策につきましても、限られた予算の中ではございますが、引き続き緊急度の程度を勘案しながら、しっかりと対応をしていきたいと考えてます。ただ、この分野は、皆さんの御要望をしっかりと実現するとともに、自治会等の組織力を生かした防犯防災対策、道路等の維持管理等、他の分野に比べまして特別町民の皆様の御協力や皆さんと町政が一体となって取り組むことにより効果が高まる分野でもございます。今後とも、自治会や自主防災組織等の地域力を生かして、それぞれの地域の生活基盤の機能向上に一層の御理解、御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

次に、農業や商工業の振興を図る産業振興の分野であります。吉備中央町の基幹産業であります農業の振興施策につきましては、平成12年から始まっています、現在5期目の対策となっています中山間地域等直接支払制度、園芸関係の振興事業、ため池補強や小規模土地改良事業等、引き続き農業基盤の整備に取り組むとともに、ふるさと納税制度を活用した農業機械の購入助成制度であります頑張る農家応援事業も新年度から補助対象となる農機具の種類を拡大をいたしまして対応することとしております。また、活力あるまちづくりに欠かせないのが商業の振興でございます。町内で新たに創業する小規模事業者を支援する創業支援事業、また町内で事業を継承する小規模事業者に対し継承に伴う施設整備の更新等を支援する事業継承支援事業は、補助率を引き上げるなど、制度の拡充を図っていかうと考えています。

以上、当面の施政方針並びに新年度の予算編成の考え方の概要を申し上げましたが、こ

れらを具体化し、早期にそれぞれの施策に効果を発揮するためには、町民の皆様の御理解と御協力が何よりも必要でございます。我が町吉備中央町には、何十年、何百年も引き継がれてきた貴重な伝統行事や祭りがたくさんあります。これは、厳しい時代やそれぞれが困難な環境の中にあっても、絶やすことがなく、その都度みんなで助け合い、支え合って守り、越えてきた先人の努力のたまものでございます。互いを思いやる精神は、我が町の誇れる財産であると思います。行政の力には、おのずと限界がございます。今後とも吉備中央町の引き継がれたよき伝統である心温かい精神をよりどころに、町民の皆様としっかりと力を合わせ、共に知恵と汗を出しながら、次代を担う子供たちのために、そして吉備中央町の限らない発展のために、新しい時代を切り開く元気なまちづくりを目指しまして、全身全霊町政運営に取り組んでまいりたいと決意を新たにしております。何とぞ新年度も引き続き議会並びに町民皆様の一層のお力添えをいただきますようお願いを申し上げます。

予算編成の詳細につきましては、この後担当課長が説明を申し上げます。

それでは、よろしく御審議をいただきまして、適切な決定を賜りますようお願いを申し上げます。令和5年第1回議会定例会の開会に当たりまして当面の施政方針とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（難波武志君）

これで、町長の施政方針を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第5、発議第1号、吉備中央町議会の個人情報の保護に関する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

それでは、発議を行います。

発議第1号、吉備中央町議会の個人情報の保護に関する条例について。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。令和5年3月2日提出。吉備中央町議会議長、難波武志殿。議案提出者、吉備中央町議会議員、山崎誠、丸山節夫、西山宗弘。

それでは、吉備中央町議会の個人情報の保護に関する条例について、その趣旨を御説明いたします。

この条例は、令和3年5月にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆるデジタル社会形成整備法が成立し、この法律により従来の個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が1本の法律に統合され、新たな個人情報保護法として生まれ変わりました。地方公共団体の個人情報保護制度については、これまで各地方公共団体の条例等に委ねられていましたが、新たな個人情報保護法において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化することになりました。この法改正によって各地方公共団体は個人情報保護法の適用を受けることになったものの、地方公共団体の議会については国会や裁判所などと同様、その独立性を確保するという考え方から、基本的にこの法律の適用対象から除かれています。そのため、地方公共団体の議会において個人情報保護法が施行される令和5年4月に向けこの条例を制定するものです。

以上が条例制定の趣旨であります。

それでは、条例案の概要を説明いたします。

議案書の1ページをお開きください。

この条例は、全57条から成っております。第1条では条例の目的を定めており、議会が保有する個人情報の適正な取扱いと個人の権利保護に資するとしています。第2条では議会が保有する個人情報を定義しています。第3条では個人情報の適正な取扱いの確保を講ずるとしています。第4条では議会が事務を遂行するために必要なものに限るとして、個人情報の保有の制限をうたっています。第5条では議会が情報を取得する場合には利用目的を明示しなければならないことを、第6条では不適正な利用の禁止を、第7条では不正な手段での取得を禁じています。また、第8条では個人情報の正確性の確保、第9条では安全管理のための適切な措置を講じなければならないことを定め、第10条では個人情報の取扱いに従事する職員等の守秘義務と目的外利用を禁じています。第11条では漏えいや滅失等があった場合に本人に通知を行うこととしています。第12条では利用目的以外の利用や提供を禁じています。第13条、14条の関係では保有個人情報等の提供を受ける者に対する制限や漏えいの防止等のため必要な措置を講ずることを求めるとしています。少し飛ばしまして、第17条では個人情報ファイル簿の作成、公表の義務をうたっています。第18条から第30条にわたっては開示請求の手续や制限を、第31条から

37条までは保有個人情報の内容が事実でないときの訂正請求の手続を、第38条から43条までは個人情報を違反して保有している場合の利用停止請求の手続を、第44条から46条までは審査請求があった場合の取扱いを、また第47条から52条までは雑則でございませう。第53条以下は罰則を規定してございませう。附則として、この条例は令和5年4月1日から施行するとしてございませう。

説明は、以上でございませう。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第6、議案第1号、吉備中央町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

荒谷加茂川総合事務所長。

○加茂川総合事務所長（荒谷哲也君）

それでは、議案第1号、吉備中央町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案第1号、吉備中央町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例について。吉備中央町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和5年3月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

条文の御説明の前に、改正の内容のほうを申し上げさせていただきます。

今回の改正は、これまで町と商工会との共有名義でございましたハートオブおかやま会館につきまして、このたび商工会さんのほうから持分について寄附の申出のほうをいただきました。このことを受けまして、ハートオブおかやま会館を加茂川庁舎に付随する庁舎の一部として位置づける条例の一部改正を行うものでございませう。

〔参考資料朗読説明〕

どうぞよろしくお願ひします。

○議長（難波武志君）

これで、提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第7、議案第2号、吉備中央町バス有償運行に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

議案第2号について御説明をいたします。

吉備中央町バス有償運行に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について。吉備中央町バス有償運行に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和5年3月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

今回の改正は、町が運行する町営バスきびプラザ岡山医療センター線につきましては、平成30年3月に策定した吉備中央町地域交通網形成計画に基づき、きびプラザと岡山医療センターとを結ぶバス路線として岡山中心市街地へのアクセス機能を図るとともに、岡山医療センターへの通院利用を目的として運行しております。現在の計画では、令和5年3月31日までの実証運行期間としていましたが、長引く新型コロナウイルス感染症の影響による行動変容により、岡山医療センターへの通院頻度の減少などで実証におけるデータ収集が不足すること、町内巡回バス、デマンドタクシーとの乗り継ぎ利用の促進、多様な利用方法の検討などを行うために、岡山医療センター線の実証運行期間を令和7年3月31日まで延長する改正を提案するものです。

〔参考資料朗読説明〕

よろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで、提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第8、議案第3号、吉備中央町個人情報の保護に関する法律施行条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

それでは、議案第3号について説明いたします。

吉備中央町個人情報の保護に関する法律施行条例について。吉備中央町個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり定める。令和5年3月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

今回の条例制定につきましては、令和3年5月のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の成立により個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴うものであります。これまでの個人情報の保護については、総務省が所管する国の行政機関、独立行政法人等の個人情報保護法と個人情報保護委員会が所管する民間事業者の個人情報保護法、地方公共団体が定める個人情報保護条例があり、それぞれ所管が分かれていたことから、個人情報の取扱いなどについては別々のルールに基づき管理運営が行われてきたところであります。しかしながら、社会全体のデジタル化の進展に対応した個人情報の保護及びデータ流通について両立が求められるようになった昨今、先ほど申し上げました関係法律の改正に伴い個人情報保護制度が見直され、令和5年4月1日から個人情報の保護に関する法律により個人情報保護委員会が所管する形で全国、官民統一のルールで個人情報の取扱いについて運用が行われることとなります。本町においても、これまでは吉備中央町個人情報保護条例により運用を行ってまいりましたが、令和5年4月1日からは改正法の規定が適用されることから、現在の吉備中央町個人情報保護条例を令和5年3月末で廃止とし、令和5年4月1日からは個人情報の保護に関する法律及び吉備中央町個人情報の保護に関する法律施行条例にのっとり個人情報の適切な管理を行うものでございます。

〔条例朗読説明〕

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで、提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第9、議案第4号、吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

大月教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大月道広君）

それでは、議案第4号について御説明させていただきます。

吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和5年3月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

この改正は、国が求める休日の部活動の地域移行についての検討を進める必要があることから、国が定める手順に従い検討を行っていくため、検討委員会を設けることに伴い委員の方の報酬及び費用弁償が必要となるため条例を改正するものでございます。

〔条例朗読説明〕

どうかよろしくお願いたします。

○議長（難波武志君）

これで、提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第10、議案第5号、吉備中央町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第11、議案第6号、吉備中央町職員の旅費に関する条例についてまでを一括上程し、議題とします。

提出者から提案理由の説明を順次求めます。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

それでは、議案第5号について説明をいたします。

吉備中央町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。吉備中央町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和5年3月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

今回の改正は、令和4年度の人事院勧告及び国家公務員の給与改定を踏まえ吉備中央町常勤職員の給与表の改正に伴い、会計年度職員の給料表を常勤職員に準じて所要の改正を行うものであります。

〔参考資料朗読説明〕

続いて、議案第6号について説明をいたします。

吉備中央町職員の旅費に関する条例について。吉備中央町職員の旅費に関する条例を別紙のとおり定める。令和5年3月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

この条例の提案理由につきましては、吉備中央町職員の旅費の支給に関する条例については、平成16年10月の合併時に制定して以来のものであり、国、県などと複数年にわたる職員の人事交流において、現状の条例では対応に支障を来すため、旅費を他の市町村の条例の規定ぶり等に合わせて所要の改正を行うものです。

[条例朗読説明]

よろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで、提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第12、議案第7号、吉備中央町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

山本税務課長。

○税務課長（山本敦志君）

それでは、議案第7号について説明をいたします。

吉備中央町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。吉備中央町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和5年3月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

今回の改正は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことにより、その改正を行うものでございます。課税限度額を引き上げるとともに、軽減措置について5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正し、軽減の要件を緩和することとされました。

[参考資料朗読説明]

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで、提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第13、議案第8号、吉備中央町町有林整備基金条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

それでは、議案第8号について御説明申し上げます。

吉備中央町町有林整備基金条例について。吉備中央町町有林基金条例を別紙のとおり定める。令和5年3月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

今回の条例の制定につきましては、現在町有林保育事業で伐採した立木等の売払収入につきましては、現在町の一般会計に繰入れをし、町有林管理事業へ充当しておりますが、余剰金が出れば林業振興費全般に割り振られております。事業の収益金の全額を基金へ積立てを行い、次年度以降の町有林を整備するための資金の明確化を図るため、この基金条例を今回制定するものでございます。

〔条例朗読説明〕

よろしくお願いたします。

○議長（難波武志君）

これで、提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明の途中ですが、ただいまから11時まで休憩します。

午前10時52分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第14、議案第9号、吉備中央町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてから日程第17、議案第12号、吉備中央町一時保育事業実施条例の一部を改正する条例についてまでの議案4件を一括上程し、議題とします。

提出者から提案理由の説明を順次求めます。

根本子育て推進課長。

○子育て推進課長（根本喜代香君）

それでは、議案第9号について御説明いたします。

吉備中央町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。吉備中央町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和5年3月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

今回の条例改正は、民法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正及びこども家庭庁設置法施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、この改正を行うものでございます。

〔参考資料朗読説明〕

次に、議案第10号について御説明いたします。

吉備中央町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。吉備中央町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和5年3月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

今回の条例改正は、民法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、この改正を行うものでございます。

〔参考資料朗読説明〕

次に、議案第11号について御説明いたします。

吉備中央町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。吉備中央町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和5年3月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

今回の条例改正は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行及び令和2年4月1日に国の定める基準省令の改正に伴い放課後児童支援員の資格要件の経過措置を延長しておりましたが、経過措置期間が令和5年3月31日で終了するため、これに対応するため改正を行うものでございます。

〔参考資料朗読説明〕

次に、議案第12号について御説明いたします。

吉備中央町一時保育事業実施条例の一部を改正する条例について。吉備中央町一時保育事業実施条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和5年3月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

今回の条例改正は、育児等に伴う心理的、肉体的負担解消の理由により一時保育を利用する家庭が増加しており、この利用日数を拡大することで子育て家庭のニーズに対応し、サービスの充実を図るものでございます。

[参考資料朗読説明]

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで、提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第18、議案第13号、吉備中央町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

それでは、議案第13号につきまして御説明いたします。

吉備中央町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。吉備中央町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和5年3月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

今回の改正は、出産費用等の状況を踏まえ、出産に係る経済的負担をさらに軽減するため、出産育児一時金を増額する健康保険法を施行令等の一部を改正する政令が公布されたことにより、この改正を行うものでございます。

[参考資料朗読説明]

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで、提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第19、議案第14号、吉備中央町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

議案第14号について御説明をさせていただきます。

吉備中央町消防団条例の一部を改正する条例について。吉備中央町消防団条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和5年3月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

今回の改正は、令和3年4月に消防庁長官から消防団員の報酬等の基準の策定等の通知があり、出動報酬の創出、年額報酬及び出動報酬の基準、報酬等の団員個人への直接支給などの処遇改善における助言を受け、本町においても消防団員数の減少あるいは災害の多発化により消防団員の負担が増加していることから、年額報酬の見直しと災害対応時の出動報酬を創出し処遇改善を図るため改正を行うものです。

〔参考資料朗読説明〕

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（難波武志君）

これで、提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第20、議案第15号、吉備中央町定住促進住宅整備事業契約締結の変更についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

大月建設課長。

○建設課長（大月 豊君）

それでは、議案第15号について御説明申し上げます。

吉備中央町定住促進住宅整備事業契約締結の変更について。平成30年8月10日議決、同日締結の吉備中央町定住促進住宅整備事業契約について、下記の事項を変更し契約したいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、議会の議決を求める。契約金額「5億1,170万6,223円」を「5億1,588万6,815円」に変更する。令和5年3月2日提出。吉備中央町長、山本雅

則。

今回の契約金額の変更内容でございますが、平成30年度に定住促進住宅整備PFI事業により整備を行いました町有吉備高原住宅の整備費のうち、維持管理運営費について金額の変更を行うものです。初めに、現在の契約内容ですが、平成30年8月10日に本議会の議決により契約額5億1,086万4,476円で契約締結に至り、これまで4回の変更契約を行い、現在契約額は5億1,170万6,223円でございます。契約額の内訳としまして、本整備費のうち町が負担する額と契約の相手方が調達する額と建物などの管理に必要な維持管理運営費の3本立てとなっており、契約額の相手方が調達する額と維持管理運営費は、令和元年度から令和30年度の30年間で町が支払いすることとしております。今回の金額の変更内容ですが、先ほど申しました建物など管理に必要な維持管理運営費が近年の物価高騰により日本銀行が公表しております企業向けサービス価格基準指標が当初契約締結時の100分の1を超えたため、事業契約書第49条に基づき、契約の相手方からの申出により、令和5年度以降の維持管理運営費を変更するものです。変更金額の内容ですが、令和4年度までの年間の維持管理運営費は458万3,084円となっており、令和5年度以降の年間の維持管理運営費は474万3,876円となり、年間16万792円の増額となります。令和30年度までの償還残期間は26年ありますので、418万592円の増額となり、契約額5億1,170万6,223円を5億1,588万6,815円に変更し、契約の議決をお願いするものです。

[参考資料朗読説明]

よろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第21、議案第16号、公の施設の指定管理者の指定について（吉備中央町賀陽福祉センター）から日程第22、議案第17号、公の施設の指定管理者の指定について（吉備中央町総合福祉センター）まで一括上程し、議題とします。

提出者から提案理由の説明を順次求めます。

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

議案第16号について御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定について。地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。施設の名称、吉備中央町賀陽福祉センター。指定する法人または団体、社会福祉法人吉備中央町社会福祉協議会。指定期間、令和5年4月1日から令和8年3月31日まで。令和5年3月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

参考資料の63ページをお開きください。

[参考資料朗読説明]

続きまして、議案第17号について御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定について。地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。施設の名称、吉備中央町総合福祉センター。指定する法人または団体、社会福祉法人吉備中央町社会福祉協議会。指定期間、令和5年4月1日から令和8年3月31日まで。令和5年3月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

[参考資料朗読説明]

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで、提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第23、議案第18号、令和4年度吉備中央町一般会計補正予算についてから日程第28、議案第23号、令和4年度吉備中央町上水道事業会計補正予算についてまで、補正予算案6件を一括上程し、議題とします。

提出者から提案理由の説明を順次求めます。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

それでは、議案第18号を御説明いたします。

令和4年度吉備中央町一般会計補正予算について。令和4年度吉備中央町一般会計補正予算を別紙のとおり定める。令和5年3月2日、提出。吉備中央町長、山本雅則。

[予算書に基づき説明]

どうぞよろしく願います。

○議長（難波武志君）

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

議案第19号につきまして御説明いたします。

令和4年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算について。令和4年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算を別紙のとおり定める。令和5年3月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

よろしく願います。

○議長（難波武志君）

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

議案第20号について御説明いたします。

令和4年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算について。令和4年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算を別紙のとおり定める。令和5年3月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

どうぞよろしく願います。

○議長（難波武志君）

提案理由の説明の途中ですが、ただいまから午後1時まで休憩します。

午後 0時03分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を順次求めます。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

議案第21号につきまして説明いたします。

令和4年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計補正予算について。令和4年度吉備中央

町後期高齢者医療特別会計補正予算を別紙のとおり定める。令和5年3月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

それでは、議案第22号について御説明させていただきます。

令和4年度吉備中央町再生可能エネルギー事業特別会計補正予算について。令和4年度吉備中央町再生可能エネルギー事業特別会計補正予算を別紙のとおり定める。令和5年3月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

古好水道課長。

○水道課長（古好広徳君）

それでは、議案第23号について御説明申し上げます。

令和4年度吉備中央町上水道事業会計補正予算について。令和4年度吉備中央町上水道事業会計補正予算を別紙のとおり定める。令和5年3月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

明日3月3日に予定しております日程第3、議案第25号から日程第13、議案第35号までを都合により繰り上げ、これを本日の日程に追加し、議題としたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。したがって、明日3月3日に予定しております日程第3、議案第25号から日程第13、議案35号までを本日の日程に追加し、議題とすることに決定しました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第29、議案第25号、令和5年度吉備中央町国民健康保険特別会計予算についてから日程第39、議案第35号、令和5年度吉備中央町下水道事業会計予算についてまで予算案11件を一括上程し、議題とします。

提出者、提案理由の説明を順次求めます。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

議案第25号につきまして御説明いたします。

令和5年度吉備中央町国民健康保険特別会計予算について。令和5年度吉備中央町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり定める。令和5年3月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

議案第26号について御説明いたします。

令和5年度吉備中央町介護保険特別会計予算について。令和5年度吉備中央町介護保険特別会計予算を別紙のとおり定める。令和5年3月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

議案第27号につきまして御説明いたします。

令和5年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計予算について。令和5年度吉備中央町後

期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり定める。令和5年3月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（難波武志君）

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

それでは、議案第28号について御説明させていただきます。

令和5年度吉備中央町再生可能エネルギー事業特別会計予算について。令和5年度吉備中央町再生可能エネルギー事業特別会計予算を別紙のとおり定める。令和5年3月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（難波武志君）

大月教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大月道広君）

それでは、議案第29号について御説明させていただきます。

令和5年度吉備中央町育英資金特別会計予算について。令和5年度吉備中央町育英資金特別会計予算を別紙のとおり定める。令和5年3月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（難波武志君）

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

議案第30号につきまして御説明いたします。

令和5年度吉備中央町診療所特別会計予算について。令和5年度吉備中央町診療所特別会計予算を別紙のとおり定める。令和5年3月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（難波武志君）

歳原住民課長。

○住民課長（歳原雅則君）

それでは、議案第31号について説明いたします。

令和5年度吉備中央町住宅新築資金等貸付事業特別会計について。令和5年度吉備中央町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を別紙のとおり定める。令和5年3月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

それでは、議案第32号を御説明いたします。

令和5年度吉備中央町吉川財産区管理会特別会計予算について。令和5年度吉備中央町吉川財産区管理会特別会計予算を別紙のとおり定める。令和5年3月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

続きまして、議案第33号のほうを御説明いたします。

令和5年度吉備中央町賀陽財産区管理会特別会計予算について。令和5年度吉備中央町賀陽財産区管理会特別会計予算を別紙のとおり定める。令和5年3月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

どうぞよろしく願いします。

○議長（難波武志君）

古好水道課長。

○水道課長（古好広徳君）

それでは、議案第34号について御説明申し上げます。

令和5年度吉備中央町上水道事業会計予算について。令和5年度吉備中央町上水道事業会計予算を別紙のとおり定める。令和5年3月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

上水道事業会計は、以上でございます。

引き続きまして、議案第35号について御説明申し上げます。

令和5年度吉備中央町下水道事業会計予算について。令和5年度吉備中央町下水道事業会計予算を別紙のとおり定める。令和5年3月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで、提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会とします。御苦労さまでした。

午後 2時45分 閉 議